

【香港】香港知的財産局、新フォーム公表

香港知的財産局 (IPD) は、2025 年 5 月 16 日に発効する商標、特許、および意匠登録出願等に関する新しいフォームを公表しました。

主な改訂点は、代理人が香港に現実に所在する旨の宣言が加えられたことです。

これまで、香港に拠点を置いていない代理人に起因する、コミュニケーションの遅れや期限徒過の問題が生じていました。更に、これらの代理人の中には、香港の規則や慣行に精通していないものもあり、その結果、出願人等に対するアドバイスが最適なものでなく、無駄なコストや再申請の追加コスト等につながる可能性もありました。

IPD は、今回の改訂で、香港に所在する代理人の選定を必須とすることで、知的財産権管理の信頼性と効率性を向上させるとしています。